

令和8年度香春町水道事業会計補正予算

令和8年度 香春町水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度香春町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和8年度香春町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 水道事業費用	281,651 千円	5,542 千円	287,193 千円
第1項 営業費用	263,602 千円	△ 47 千円	263,555 千円
第2項 営業外費用	16,948 千円	5,589 千円	22,537 千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「65,927千円」を「66,515千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	261,927 千円	588 千円	262,515 千円
第1項 改良事業費	225,007 千円	588 千円	225,595 千円

（一時借入金）

第4条 予算第6条中「5,000千円」を「100,000千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	34,931 千円	541 千円	35,472 千円

令和8年6月16日提出

福岡県香春町長 鶴 我 繁 和

令和8年度 香春町水道事業会計補正予算明細書

収益的支出

(1款) 水道事業費用 (1項) 営業費用 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節	金額	
4 総係費	49,880	△ 47	49,833	手当	5,120	既決予定額 5,135 期末・勤勉手当 △ 15 計 △ 15
				法定福利費		3,572
計	263,602	△ 47	263,555			

(1款) 水道事業費用 (2項) 営業外費用 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節	金額	
1 支払利息及び 企業債取扱諸費	10,447	590	11,037	企業債利息	11,037	既決予定額 10,447 企業債償還利子 590 計 590
				一時借入金利息		1
計	16,948	5,589	22,537			

資本的支出

(1款) 資本的支出 (1項) 改良事業費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節	金額		
1 配水設備改良費	225,007	588	225,595	給料	8,169	既決予定額 7,870 職員給 299 計 299	
				手当		6,673	既決予定額 6,486 扶養手当 13 住居手当 88 通勤手当 29 期末・勤勉手当 44 地域手当 13 計 187
				法定福利費		3,666	既決予定額 3,564 職員共済負担金 66 退職手当組合費 36 計 102
計	225,007	588	225,595				

令和8年度 香春町水道事業会計補正予算給与費明細書

一般職

(1)総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当	計			
補正後	4 (0)	0	16,441	11,793	28,234	7,238	35,472	
補正前	4 (0)	0	16,142	11,621	27,763	7,168	34,931	
比較	0 (0)	0	299	172	471	70	541	

備考 1 この表は、給料をもつて支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員について外書きすること。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養 手当	地域 手当	通勤 手当	住居 手当	管理職 手当	超過勤 務手当	期末勤 勉手当	その他 の手当
	補正後	637	684	128	550	0	2,500	7,054	240
	補正前	624	671	99	462	0	2,500	7,025	240
	比較	13	13	29	88	0	0	29	0

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当	計			
補正後	5 (5)	11,796	0	4,470	16,266	1,480	17,746	
補正前	5 (5)	11,796	0	4,470	16,266	1,480	17,746	
比較	0 (0)	0	0	0	0	0	0	

備考 1 この表は、報酬又は給料をもつて支弁される会計年度任用職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養 手当	地域 手当	通勤 手当	住居 手当	管理職 手当	超過勤 務手当	期末勤 勉手当	その他 の手当
	補正後	0	0	0	0	0	0	4,470	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	4,470	0
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		備考
給料	299	給与改正に伴う増減分	0	
		昇給に伴う増減分	0	
		その他の増減分	299	人事評価反映
職員手当	172	制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	172	異動情報反映

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		備考
給料	0	給与改正に伴う増減分	0	
		昇給に伴う増減分	0	
		その他の増減分	0	
職員手当	0	制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	0	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職	技能職
令和8年6月1日現在	平均給料月額（円）	342,521	0
	平均給与月額（円）	384,167	0
	平均年齢（歳）	41.7	0.0
令和8年4月1日現在	平均給料月額（円）	336,292	0
	平均給与月額（円）	374,958	0
	平均年齢（歳）	40.2	0.0

イ 初任給

(単位：円)

区分	行政職	技能職	国の制度	
			行政職	技能職
高校卒	203,000	147,900	203,000	219,400
大学卒	232,000	—	232,000	—

ウ 級別職員数

区分	行政職			技能職			区分	行政職			技能職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比		級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
令和 8年 6月1日 現在	1級	0	0.0%	1級			令和 7年 4月1日 現在	1級	0	0.0%	1級		
	2級	1	0.0%	2級				2級	0	0.0%	2級		
	3級	2	50.0%	3級				3級	2	50.0%	3級		
	4級	2	50.0%	4級				4級	2	50.0%	4級		
	5級	0	0.0%	5級				5級	0	0.0%	5級		
	6級	0	0.0%					6級	0	0.0%			
	計	4	100.0%	計	0	0.0%		計	4	100.0%	計	0	0.0%

(級別の標準的な職務内容)

区 分	一般職	単純労務職
1級	主事、技師の職務	用務員等、給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員、事務補の職務
2級	主任主事、技師の職務	用務員等、給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員、事務補の職務
3級	水道事業布設工事監督者、水道技術管理者、係長、主査の職務	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員及び事務補の職務 相当困難な業務を行なう用務員等の職務
4級	水道事業布設工事監督者、水道技術管理者、課長補佐又は相当困難な業務を所掌する係長、及び特に困難な業務を所掌する主査の職務	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員及び事務補の職務 困難な業務を行う用務員等の職務
5級	水道事業布設工事監督者、水道技術管理者、課等の長又は相当困難な業務を所掌する課長補佐及び主幹の職務	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員及び事務補の職務 特に困難な業務を行う用務員等の職務
6級	水道技術管理者、困難な業務を所掌する課等の長の職務	

エ 昇給

区分		合計	備考
昇給日		1月1日	
昇 給 号 給 数	昇給区分「A」	5号給 〔 高齢層(55歳以上) 2号給 管理職層(5級以上) 4号給 〕	
	昇給区分「B」	5号給 〔 高齢層(55歳以上) 1号給 管理職層(5級以上) 4号給 〕	
	昇給区分「C」	4号給 〔 高齢層(55歳以上) 昇給なし 管理職層(5級以上) 3号給 〕	
	昇給区分「D」	3号給 〔 高齢層(55歳以上) 昇給なし 管理職層(5級以上) 2号給 〕	
	昇給区分「E」	3号給 〔 高齢層(55歳以上) 昇給なし 管理職層(5級以上) 2号給 〕	
人事評価結果の活用		<input checked="" type="radio"/> ・ 無	
定期昇給以外の昇給制度		<input checked="" type="radio"/> ・ 無	

オ 期末手当、勤勉手当

区分	支給期別支給率			職制上の段階、 職務の級等 による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)	計(月分)		
補正後	2.325	2.325	4.650	有	
	(1.225)	(1.225)	(2.450)		
補正前	2.325	2.325	4.650	有	
	(1.225)	(1.225)	(2.450)		
国の制度	2.325	2.325	4.650	有	
	(1.225)	(1.225)	(2.450)		

※ ()内は、再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	有	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	有	

キ 地域手当

支給率 (%)	支給対象職員数 (人)	国の指定基準に基づく支給率 (%)
4	4	4

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	行政職	技能職
給与総額に対する比較 (%)	—	—	—
支給対象職員の比較 (%) (令和8年6月1日現在)	—	—	—
代表的な特殊勤務手当の名称	伝染病防疫作業手当・行旅死亡人取扱業務手当		

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	—
住居手当	同 じ	—
通勤手当	同 じ	—